

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公開番号】特開2013-187018(P2013-187018A)

【公開日】平成25年9月19日(2013.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-051

【出願番号】特願2012-50679(P2012-50679)

【国際特許分類】

H 01 M	2/06	(2006.01)
H 01 M	2/34	(2006.01)
H 01 M	2/02	(2006.01)
H 01 G	11/00	(2013.01)
H 01 M	2/30	(2006.01)

【F I】

H 01 M	2/06	K
H 01 M	2/34	B
H 01 M	2/02	K
H 01 G	9/00	3 0 1 Z
H 01 M	2/30	D

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月27日(2015.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルミ箔と樹脂フィルムとのラミネートフィルム積層体を外装材に用いてなる非水系電池用収納容器から引き出される電極リード線部材であって、短冊状をした金属製平板の外表面に、ポリビニルアルコール系樹脂又はポリビニルエーテル系樹脂と、水溶性のフッ素化合物とを含有した溶液を塗布・乾燥させて保護層が形成されていることを特徴とする電極リード線部材。

【請求項2】

前記保護層が、前記金属製平板の外表面に、印刷により帯状のパターンに形成されてなることを特徴とする請求項1に記載の電極リード線部材。

【請求項3】

前記保護層が、熱処理により架橋又は非晶化して、耐水性を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の電極リード線部材。

【請求項4】

請求項1～3のいずれかに記載の電極リード線部材が使用された、非水系電池用収納容器。